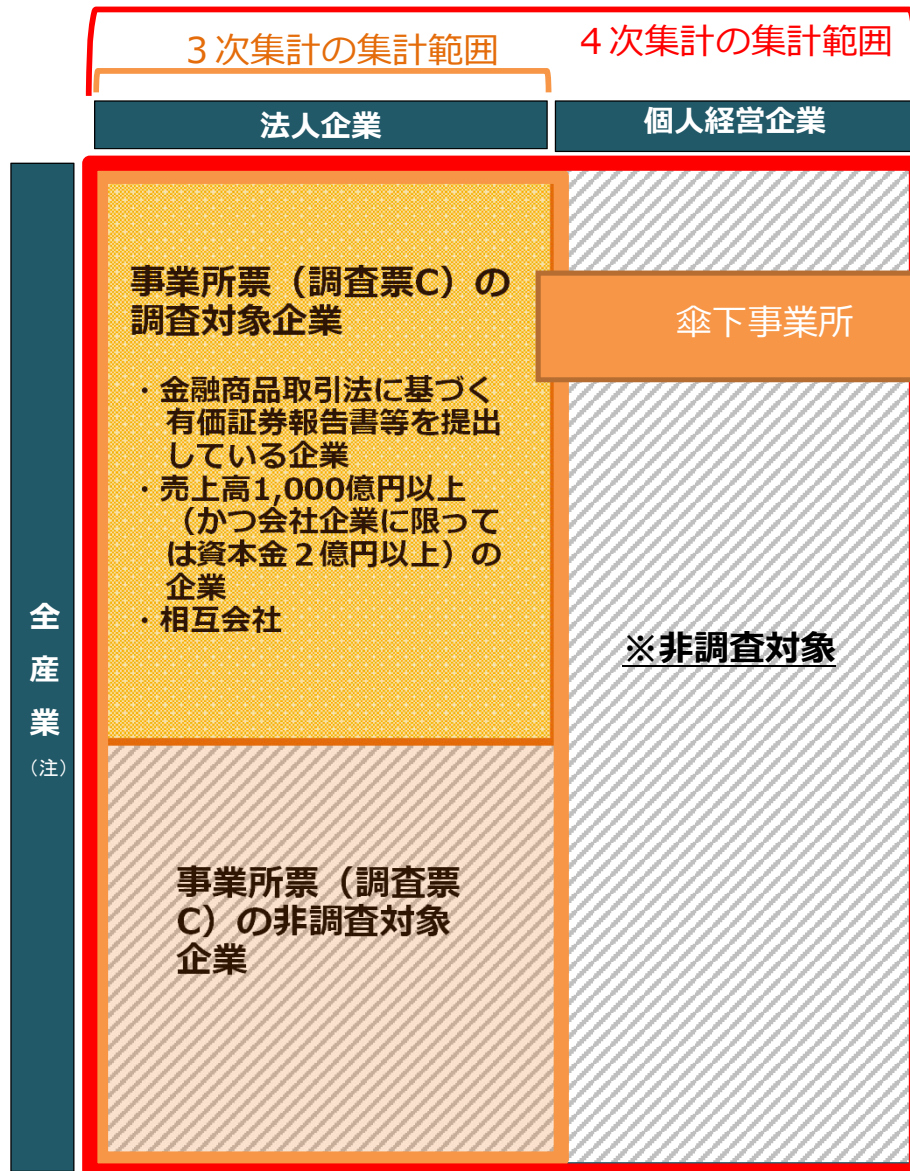


## ★ 非調査対象企業の傘下事業所の推計手法



- **事業所の主業が企業の主業と関係性が強い場合※1**  
「企業伸び率※2」を使用し、事業所の過去値に掛け合わせて、個票単位で推計値を作成
- **上記以外の場合**  
「企業伸び率」に「産業別伸び率※3」を加味した伸び率※4を算出し、事業所の過去値に掛け合わせて、個票単位で推計値を作成

いずれの場合も、事業所票の調査対象企業の傘下事業所であって、調査票が未回答となった事業所においても同様の推計手法で補完

- ※1 「企業の主業別事業所売上高」の総和に対する「事業所の売上高」の構成割合が5%以上となる産業（次頁参照）
- ※2 当該事業所を有する企業の売上（収入）金額の伸び率
- ※3 売上高上位8割に満たない企業の推計に用いた産業分類×地域別の伸び率について、傘下事業所の産業分類×企業が属する地域に対応する伸び率
- ※4  $\text{伸び率} = 0.5 \times \text{企業伸び率} + 0.5 \times \text{産業別伸び率}$

## ★ 4次集計における個人経営企業の傘下事業所の推計手法・集計方法

名簿作成時点の個人経営企業の傘下事業所の売上高を個票単位でそのまま活用し、法人企業の傘下事業所の売上高と合わせて全体を集計する。

注：以下の産業に属する企業の傘下事業所を除く。

- ・「A 農業、林業」に属する個人経営企業
- ・「B 漁業」に属する個人経営企業
- ・「N 生活関連サービス業、娯楽業」のうち「792 家事サービス業」に属する企業
- ・「R サービス業（他に分類されないもの）」のうち「93 政治・経済・文化団体」、「94 宗教」及び「96 外国公務」に属する企業
- ・「S 公務（他に分類されるものを除く）」に属する企業

# 経済構造実態調査（産業横断調査）

# 推計手法について（事業所）

		事業所の主業	
企業の主業	A 農業、林業	「A 農業、林業」、「E 製造業」、「I1 卸売業」	左記以外
	B 漁業	「B 漁業」	左記以外
	C 鉱業、採石業、砂利採取業	「C 鉱業、採石業、砂利採取業」、「E 製造業」、「I1 卸売業」	左記以外
	D 建設業	「D 建設業」、「E 製造業」	左記以外
	E 製造業	「E 製造業」、「I1 卸売業」	左記以外
	F 電気・ガス・熱供給・水道業	「F 電気、ガス、熱供給、水道業」、「I1 卸売業」、「I2 小売業」、「L 学術研究、専門・技術サービス業」、「R2 サービス業（他に分類されないもの）」	左記以外
	G1 通信業、放送業、映像・音声・文字情報制作業	「G1 通信業、放送業、映像・音声・文字情報制作業」、「G2 情報サービス業、インターネット附随サービス業」、「I2 小売業」	左記以外
	G2 情報サービス業、インターネット附随サービス業	「G2 情報サービス業、インターネット附随サービス業」	左記以外
	H 運輸業、郵便業	「H 運輸業、郵便業」、「R2 サービス業（他に分類されないもの）」	左記以外
	I1 卸売業	「I1 卸売業」	左記以外
	I2 小売業	「I1 卸売業」、「I2 小売業」	左記以外
	J 金融業、保険業	「J 金融業、保険業」、「R2 サービス業（他に分類されないもの）」	左記以外
	K1 不動産業	「K1 不動産業」	左記以外
	K2 物品賃貸業	「K2 物品賃貸業」	左記以外
	L 学術研究、専門・技術サービス業	「L 学術研究、専門・技術サービス業」	左記以外
	M1 宿泊業	「M1 宿泊業」	左記以外
	M2 飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業	「M2 飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業」	左記以外
	N 生活関連サービス業、娯楽業	「N 生活関連サービス業、娯楽業」	左記以外
	O1 学校教育	「O1 学校教育」、「P 医療、福祉」	左記以外
	O2 その他の教育、学習支援業	「O2 その他の教育、学習支援業」	左記以外
P 医療、福祉	「P 医療、福祉」	左記以外	
Q 複合サービス事業	全て※1	-	
R2 サービス業（他に分類されないもの）※2	「R2 サービス業（他に分類されないもの）」	左記以外	

「企業の主業別事業所売上高」の総和に対する  
「事業所売上高」の構成割合が5%以上となる産業

**企業伸び率を採用**

「企業の主業別事業所売上高」の総和に対する  
「事業所売上高」の構成割合が5%未満となる産業

**企業伸び率に産業別伸び率を  
加味した伸び率を採用**

※1 「Q 複合サービス事業」は複数の産業にわたって各種のサービスを提供する事業であるため、企業伸び率を採用している。

※2 「R2 サービス業（他に分類されないもの）」は、「政治・経済・文化団体」及び「宗教」を除く。